

「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」委託要綱

平成23年12月1日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

今後、東日本大震災における被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネーターや指導、安全管理等に従事する人材により、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子どもたちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図るものである。

2 委託事業の内容

上記の課題に対応するため、被災者等を対象とした地域教育コーディネーター等による地域の学びの場の提供等の事業を実施する。

3 事業の委託先

地方公共団体を原則とする。

ただし、被災地の復興という事業目的、緊急性を踏まえ、当該地方公共団体・教育委員会の復興に向けた教育政策・方針等を踏まえつつ、行政機関と密接に連携した活動を行う場合はこの限りではない。

4 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

5 委託手続

- ① 3に示された地方公共団体等（以下「地方公共団体等」という。）が委託を受けようとするときは、事業申請書（様式1）に、事業計画書（様式2-1、2-2）を添付し、文部科学省に提出すること。
- ② 文部科学省は、上記により提出された事業計画書の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該地方公共団体等に対し事業を委託する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（①諸謝金、②旅費、③借損料、④印刷製本費、⑤消耗品費、⑥会議費、⑦通信運搬費、⑧保険料、⑨再委託費、⑩消費税相当額）を委託費として支出する。
- (2) 委託費は額の確定後、地方公共団体等の請求により支払うものとする。ただし、地方公共団体等が特別な理由により事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、委託契約額の全部又は一部を概算払いするものとする。
- (3) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 事業の委託を受けた地方公共団体等は、事業の実施過程において、事業計画書を変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、委託費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増

- 減する額が委託費の総額の20%又は5万円を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
 - (6) 文部科学省は、本事業の委託を受けた地方公共団体等が委託要綱若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

事業の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書（様式2-1）とともに第三者への委託に関する事項（様式3）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする。（但し、軽微な変更の場合を除く。）

8 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 本事業の委託を受けた地方公共団体等は、事業を完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、文部科学省が指定する期日までに、事業完了（廃止等）報告書（様式4）、事業実施報告書（様式5）及び支出を証する書類の写を文部科学省あてに提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める事業完了（廃止等）報告書等のほか、本事業の委託を受けた地方公共団体等の取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された事業完了（廃止等）報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた地方公共団体等に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先が実施する事業の内容が、当該事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。